WEST GROUP
株式会社ウエストホールディングス



第21期 定時株主総会招集ご通知

開催日時
2026年11月25日(水)午前10時
(受付開始：午前９時)

開催場所
広島市中区中町７番20号
ANAクラウンプラザホテル広島
３階「オーキッド」

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

目　次

第21期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告…… 16
連結計算書類…… 31
計算書類…… 33
監査報告書…… 35
株主総会会場ご案内図……裏表紙

証券コード：1407

証券コード　1407
2026年11月9日
（電子提供措置の開始日 2026年10月30日）

株　主　各　位

広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社ウエストホールディングス
代表取締役社長　江頭　栄一郎

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.west-gr.co.jp/ir/meeting/

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウエストホールディングス」または「コード」に当社証券コード「1407」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会ポータル（三井住友信託銀行）https://www.soukai-portal.net
（同封の議決権行使書用紙にあるＱＲコードを読み取るか、上記ＵＲＬからアクセスし、ログインＩＤ・パスワードをご入力ください。）

ＱＲコードは議決権行使書用紙にございます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年11月25日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　広島市中区中町７番20号
ＡＮＡクラウンプラザホテル広島３階「オーキッド」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的事項

報告事項

１．第21期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第21期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

① 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

② インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。
ただし、電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時　**2026年11月25日(水)午前10時(受付開始　午前９時)**



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。





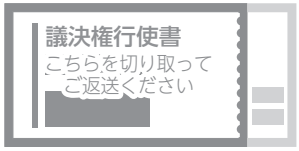
議決権を事前に行使される場合

議決権行使期限　**2026年11月24日(火)午後６時まで**



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下のように切り取ってご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。





インターネット等

株主総会ポータルURL
▶https://www.soukai-portal.net
議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページをご覧ください。

株主総会ポータルURL
https://www.soukai-portal.net

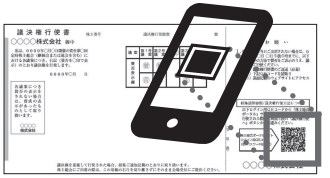
● 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続及び事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

インターネット等行使期限
2026年11月24日（火）午後６時

スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶https://www.web54.net

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031
（受付時間　9時～21時）

ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、安定した配当を維持継続するのと同時に、財務状況に応じた積極的な株主還元策を行うことを株主への利益配分の基本方針としております。

以上の方針と政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式　　１株につき　35円　　総額　1,388,066,750円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　　2026年11月26日

なお、中間配当金として１株につき35円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ１株につき５円増の70円となります。

配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

第２号議案　　取締役８名選任の件

取締役９名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために１名減員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 吉川（きっかわ）　隆（たかし）	代表取締役会長	12回／12回（100%）
2	再任 江頭（えがしら）　栄一郎（えいいちろう）	代表取締役社長	11回／12回（92%）
3	再任 中島（なかじま）　英士（ひでし）	常務取締役	12回／12回（100%）
4	再任 永島（ながしま）　歳久（としひさ）	取締役	12回／12回（100%）
5	再任 森山（もりやま）　敏行（としゆき）	取締役	12回／12回（100%）
6	再任 天野（あまの）　友寛（ともひろ）	取締役	12回／12回（100%）
7	再任 澤井（さわい）　貴介（たかすけ）	取締役	12回／12回（100%）
8	再任 中島（なかじま）　一雄（かずお） 社外	取締役	12回／12回（100%）

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式
の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td>再任
吉川（きっかわ）　隆（たかし）
(1950年４月８日)
取締役会への出席状況
12回／12回（100%）</td><td>1984年５月　西日本鐘商株式会社（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）設立
代表取締役社長
2006年３月　株式会社ウエストホールディングス
代表取締役社長
2009年11月　同　代表取締役会長（現任）</td><td>17,363千株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
上記の経歴のとおり、候補者は、1984年に当社を設立し、優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して当社を牽引し、経営全般を統括してまいりました。今後も、経営の基本方針及び経営戦略の決定並びに重要な業務執行の監督機能の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②</td><td>再任
江頭（えがしら）　栄一郎（えいいちろう）
(1962年８月27日)
取締役会への出席状況
11回／12回（92%）</td><td>2013年２月　株式会社ウエストエネルギーソリューション
業務委託
2013年12月　株式会社ウエストホールディングス入社
執行役員
株式会社ウエストエネルギーソリューション
取締役
2014年11月　株式会社ウエストホールディングス取締役
2015年11月　株式会社ウエストO＆M（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）取締役
2017年11月　株式会社ウエストホールディングス
常務取締役
2018年11月　同　代表取締役社長（現任）
株式会社ウエストエネルギーソリューション
代表取締役社長（現任）
2019年７月　株式会社ウエスト電力代表取締役社長
2020年９月　同　取締役
2026年10月　WEST International (Thailand) Co.,Ltd.
取締役（現任）</td><td>27千株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
上記の経歴のとおり、候補者は、当社の事業運営に幅広い経験を有し、2018年11月からは、当社において代表取締役社長を務め、経営全般に関して豊富な経験・知見を有しております。今後も、業務執行の統括・指揮の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
③	再任 中島 英土（なかじま ひでし） (1964年9月30日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100%）	2007年９月　株式会社ウエストホールディングス 入社　総務部部長 2010年７月　同　執行役員 2013年６月　株式会社ウエストO&M（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）監査役 2022年９月　株式会社ウエストホールディングス 経営管理本部総務部部長 2023年11月　同　取締役 株式会社ウエストO&M（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）監査役 2024年11月　株式会社ウエストホールディングス 常務取締役（現任） 2026年10月　WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任）	0.5千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたりグループ全体の総務・人事・情報システム部門を統括し、経営のバックグラウンドで重要な業務の執行を行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
④	再任 永島 歳久 (ながしま としひさ) (1961年11月17日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100%）	2007年11月　株式会社ウエストホールディングス 代表取締役専務 2013年11月　同　代表取締役社長 2014年11月　株式会社ウエストビギン（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）取締役 2016年９月　株式会社ウエストエネルギーソリューション 代表取締役社長 株式会社ウエスト〇＆Ｍ（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）取締役 2018年11月　株式会社ウエストホールディングス相談役 株式会社ウエスト〇＆Ｍ（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）代表取締役社長 2023年９月　同　取締役 2023年11月　株式会社ウエストホールディングス取締役（現任） 株式会社ウエストエネルギーソリューション 監査役（現任） 株式会社ウエストビギン（現株式会社ウエストエネルギーソリューション）監査役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任）	72千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、当社の事業運営に幅広い経験を有し、当社の取締役としてグループ全体の事業戦略において重要な役割を果たしております。今後の、当社の業務執行の統括・指揮の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
⑤	再任 森山 敏行（もりやま としゆき） (1960年6月7日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100%）	1984年４月　株式会社せとうち銀行（現株式会社もみじ銀行）入行 2005年６月　株式会社もみじ銀行広島支店（現紙屋町支店）総括副支店長 2007年10月　株式会社山口フィナンシャルグループ 営業戦略部主任調査役 2008年４月　株式会社もみじ銀行古江支店支店長 2010年４月　株式会社もみじ銀行営業推進部部長 2012年４月　株式会社山口フィナンシャルグループ コンプライアンス・リスク統括部副部長 2013年８月　株式会社もみじ銀行舟入支店支店長 2016年３月　株式会社ウエストエネルギーソリューション 入社　ブルーオーシャン事業部部長 2016年９月　同　取締役部長 2018年11月　株式会社ウエストホールディングス 執行役員　金融企画室兼財務経理部部長 2023年11月　同　取締役（現任） WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 取締役（現任）	0.5千株
	【取締役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、財務並びに経理部門の重要な業務の執行及び意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式
の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥</td><td>再任
天野　友寛
(1970年8月20日)

取締役会への出席状況
12回／12回（100%）</td><td>2011年４月　株式会社サンテック（現株式会社ウエストエナジー）入社
2013年12月　株式会社ウエスト（現株式会社ウエストエナジー）取締役
2016年８月　WEST International (Thailand) Co.,Ltd. 代表取締役社長
2018年11月　株式会社ウエストエネルギーソリューション 取締役
2022年11月　株式会社ウエストホールディングス執行役員
2023年11月　同　取締役（現任）</td><td>10千株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
上記の経歴のとおり、候補者は、2016年8月より戦略的海外子会社であるWEST International (Thailand) Co.,Ltd.の代表取締役社長として、設立当初より尽力し、タイにおける事業に多大なる貢献をしてまいりました。2026年8月末日に同社取締役を退任し、国内において拡大する再生可能エネルギー事業に参画しております。当社の持続的な企業価値向上のため、業務執行の一層の強化を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦</td><td>再任
澤井　貴介
(1975年12月27日)

取締役会への出席状況
12回／12回（100%）</td><td>1998年４月　日本鋪道株式会社（現株式会社ＮＩＰＰＯ）入社
2013年３月　税理士登録
2016年４月　税理士法人上原会計設立　パートナー就任
2022年６月　デロイトトーマツ税理士法人　入所
2023年11月　こころ税理士・社会保険労務士事務所開設 所長就任（現任）
2023年12月　株式会社ウエストホールディングス 入社　財務経理部部長
2024年11月　同　取締役（現任）</td><td>0.5千株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
上記の経歴のとおり、候補者は、長年にわたる上場企業での経理経験があり、その後も税理士として税理士法人にて活躍され、現在は当社経理部門の責任者として重要な業務の執行と意思決定を行っております。当社の持続的な企業価値向上のため、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
⑧	再任 社外 中島一雄（なかしまかずお） (1953年９月15日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100%）	1977年４月　株式会社福徳銀行　入行 1990年11月　株式会社宇野会計事務所　入社 1997年３月　税理士登録（中国税理士会） 1998年７月　中島一雄税理士事務所設立　所長（現任） 2004年７月　広洋工業株式会社　監査役（現任） 2016年11月　株式会社ウエストホールディングス 社外取締役（現任）	－千株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 上記の経歴のとおり、候補者は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、税理士としての専門的な知識に精通し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機微を有しております。また既に10年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も、引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中島一雄氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．中島一雄氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
４．取締役との責任限定契約について
当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分発揮できるように、その責任について法令の範囲内での免除を可能とすることができるよう、「責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。」との責任限定契約を中島一雄氏との間で締結しております。同氏が再選され社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　　監査役３名選任の件

監査役３名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
①	再任 奥 﨑 裕 司（おく さき ひろ し） （1952年10月13日） 取締役会への出席状況 12回／12回（100%） 監査役会への出席状況 16回／16回（100%）	1976年４月　せとうち銀行（現株式会社もみじ銀行）入行 1993年５月　同　段原支店　支店長 2000年２月　同　審査統括部　上席審査役 2000年７月　同　岩国支店　支店長 2004年５月　同　因島支店　支店長 2005年10月　同　広支店　支店長 2006年10月　同　監査部　主任検査役 2008年１月　株式会社ウエストホールディングス出向 主任調査役 2008年４月　同　専任役 2009年２月　株式会社もみじ銀行　定年退職 2009年３月　株式会社ウエストホールディングス入社 監査室　室長 2018年11月　同　常勤監査役（現任）	16千株
	【監査役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、金融機関における営業・融資業務の経験から、財務・会計に関する豊富な経験を有しております。また銀行及び当社での監査業務における豊富な経験と知識を有しており、常勤監査役として取締役の職務執行の監督に適任であることから、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
②	再任　社外 渡部邦昭（わたなべくにあき） (1947年12月15日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100%） 監査役会への出席状況 15回／16回（93%）	1976年３月　弁護士登録（大阪弁護士会） 1976年12月　登録替え（広島弁護士会） 1976年12月　開原法律事務所入所 1979年４月　開原渡部法律事務所パートナー 1982年10月　渡部総合法律事務所　所長（現任） 1991年11月　株式会社大建監査役（現任） 1993年９月　ビルックス株式会社監査役（現任） 2006年11月　株式会社ウエストホールディングス監査役（現任）	－千株
	【社外監査役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、直接会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士として培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
③	再任　社外 髙橋（たかはし）　健（けん） (1946年8月3日) 取締役会への出席状況 12回／12回（100%） 監査役会への出席状況 16回／16回（100%）	1969年４月　三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 1992年４月　欧州三井信託銀行株式会社　取締役社長 1996年10月　三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）ロンドン支店長兼欧州三井信託銀行株式会社取締役会長兼三井トラストインターナショナル株式会社取締役会長 1998年９月　プルデンシャル三井トラスト投信株式会社取締役営業部長（出向） 2000年４月　新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 2002年５月　同　常務執行役員 2005年６月　新光証券（U･S･A）株式会社（現みずほ証券株式会社）　代表取締役社長 2009年６月　株式会社シーボン社外取締役 2013年１月　千代田商事株式会社取締役 2014年６月　株式会社ウエストホールディングス一時監査役に就任 2014年11月　同　監査役（現任） 2017年６月　株式会社シーボン顧問 2018年４月　株式会社ミタホールディングス上席顧問（現任）	－千株
	【社外監査役候補者とした理由】 上記の経歴のとおり、候補者は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．渡部邦昭氏及び髙橋健氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は渡部邦昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．渡部邦昭氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって20年となります。
４．髙橋健氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年５ヶ月となります。
５．監査役との責任限定契約について
当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるように、その責任について法令の範囲内での免除を可能とすることができるよう、「責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。」との責任限定契約を奥﨑裕司氏、渡部邦昭氏及び髙橋健氏との間で締結しております。各氏が再任され、監査役に就任したときは、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種施策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な資材価格・エネルギー価格の高止まり、ウクライナ情勢及び中東地域における地政学リスクの長期化、為替変動の影響等により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが事業を行うエネルギー業界においては、2025年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画において、2050年カーボンニュートラルの実現と、2040年度の温室効果ガス排出削減目標（2013年度比73%削減）に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。国内電源構成における再生可能エネルギーの割合を2040年度には40～50%程度とする目標が掲げられており、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組みが進められております。

また、AIの急速な普及に伴うデータセンターや半導体工場の新増設等を背景に、今後の電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保に加え、地政学リスクの高まりを背景としたエネルギー安全保障及びエネルギー自給率向上の観点からも、国内再生可能エネルギーの重要性が一層高まっております。

太陽光発電分野においては、地域との共生や環境への配慮、安全性及び事業の継続性を重視した開発を促進するための制度整備が進められる一方、企業による脱炭素経営や再生可能エネルギー調達ニーズを背景に、自家消費型太陽光発電やコーポレートPPA等の需要は引き続き拡大しております。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電力需給の安定化に向けて、系統用蓄電池の重要性が一段と高まっており、2030年の累計導入目標（14.1～23.8GWh）が設定されるなど、政府による各種支援制度や事業環境の整備が進められております。

このような外部環境の中、当社グループは、再生可能エネルギー市場の変化に迅速に対応し、自家消費型産業用太陽光発電所請負事業及び非FIT太陽光発電所開発事業を中心とした非FIT関連事業の拡大に取り組むとともに、第三の柱として位置付ける系統用蓄電所開発販売事業へ経営資源を重点的に投入し、事業拡大を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度においては、売上高56,649百万円（前期比19.9%増）、営業利益12,992百万円（前期比50.3%増）、経常利益11,435百万円（前期比43.6%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益8,040百万円（前期比50.1%増）を計上いたしました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。
なお、セグメント別の金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業利益は全社費用等調整前の金額であります。

① 再生可能エネルギー事業

産業用太陽光発電所請負事業は、FIT制度や補助金に依存しない自家消費型モデルを展開し、脱炭素ニーズの高まりを背景に受注・完成ともに順調に推移いたしました。東証プライム上場企業をはじめとする企業のカーボンニュートラルに向けた取組みがサプライチェーン全体へ広がる中、サプライヤー企業においても自家消費型太陽光発電所の導入に向けた検討が進んでおり、案件の裾野は着実に拡大しております。

非FIT太陽光発電所開発事業では、2026年４月からの電源供給となる案件が多く、当第３四半期までの引渡し件数が計画を下回ったことから、当第４四半期において完成案件の引渡しを加速いたしましたが、通期では期初計画を下回る結果となりました。また、一部案件において採算性が低下したこともあり、同事業の収益性は前期を下回りました。近年、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化する中、地上設置型太陽光発電所の開発においては、ハザード条件や地域環境への配慮、自治体との協議等、開発に求められる要件が厳格化しております。当社グループでは、事業の長期安定性や地域との共生を重視し、開発案件をより慎重に選別しながら取り組んでおります。なお、地上設置型のメガソーラーについては、これまでに準備してきた案件のみに対応しており、新規での開発は行っておりません。

以上の結果、売上高は24,756百万円（前期比24.7％減）、営業利益は2,165百万円（前期比52.4％減）となりました。

② 蓄電所事業

2025年８月期に本格着手した蓄電所事業は、再生可能エネルギーの導入拡大や電力需給の安定化ニーズを背景に、市場が急速に拡大しております。当社グループの系統連系協議の申請件数は1,600件を超え、各電力会社管内の一般送配電事業者と接続検討を進めております（2026年８月末現在）。

一方、2026年８月１日より、一事業者あたりの系統用蓄電池の接続検討数に上限を設定する運用が開始されました。当社グループでは、これまでに申請した案件について引き続き各一般送配電事業者との接続検討を進めるとともに、今後は既存の案件パイプラインについて、連系可能性や事業性等を精査し、事業化に向けた取組みを着実に進めてまいります。

蓄電所は再生可能エネルギーの出力変動を吸収し、電力市場の安定化に寄与する重要なインフラであり、当社グループは早期の市場地位確立に向け、引き続き経営資源を重点的に投入しております。また、当社グループが保有する太陽光発電所の敷地を活用した特別高圧蓄電所の開発も進め、フロービジネスに加えてストックビジネスの拡大にも取り組んでおります。

以上の結果、売上高は21,728百万円（前期比280.4％増）、営業利益は8,419百万円（前期比462.1％増）となりました。

③　省エネルギー事業

提携金融機関とのアライアンスを活用し、商業施設や工場・病院等のエネルギーを大量に消費する施設に対し、省エネルギーに関するトータルサービスを提供するとともに、特にお客様に初期費用の負担が生じないウエストエスコ事業の受注拡大に取り組んでまいりました。

ウエストエスコ事業は、LED照明では５年から７年、空調設備では10年から12年にわたり収益が見込まれるストック型の事業であります。一方、足元では既存のLED照明に係る契約が順次満期を迎えていることから、収益資産及び売上高は減少傾向にあります。こうした状況に対応するため、新たな省エネルギー商材の展開を準備するとともに、太陽光発電所関連のお客様に対するクロスセルを推進することで、新たな収益機会の創出に取り組んでまいります。省エネルギー事業については、引き続き当社グループの重要な事業領域と位置付け、事業基盤の強化を進めてまいります。

以上の結果、売上高は1,007百万円（前期比12.9％減）、営業利益は165百万円（前期比47.7％減）となりました。

④　電力事業

グリーン電力卸売事業は、グリーン電力の調達源となる非FIT発電所の開発拡大に伴い、中長期的な取扱量の増加を見込んでおります。一方、一部の非FIT太陽光発電所において系統連系の遅延が生じており、電力調達量の拡大時期に影響が生じていることから、早期の系統連系に向け、関係先との協議を継続しております。

自社売電事業におきましては、天候による大きな影響もなく、概ね計画どおりの発電実績となりました。

以上の結果、売上高は7,443百万円（前期比20.8％増）、営業利益は1,623百万円（前期比２.８％増）となりました。

⑤　メンテナンス事業

当社グループが企画・設計・施工を行った太陽光発電所を中心に、発電設備の安定稼働及び長期的な発電量の確保を目的として、継続的なメンテナンスサービスを提供し、受注実績を積み上げております。メンテナンス契約の総容量は、前期末の1,417.5MWから当連結会計年度末には1,579.8MWへと着実に増加いたしました。当社グループによる太陽光発電所の施工件数の増加に伴い、今後も契約件数及び契約容量の拡大を見込んでおります。

また、系統用蓄電所についても、販売後のメンテナンス契約の獲得を進めており、今後、系統用蓄電所に係るメンテナンス収入についても順次寄与することを見込んでおります。太陽光発電所に加えて系統用蓄電所まで対象領域を拡大することで、ストック収益基盤のさらなる強化に取り組んでまいります。

以上の結果、売上高は1,891百万円（前期比3.1％減）、営業利益は358百万円（前期比42.3％減）となりました。

⑥　その他

その他の事業では、顧客企業の要請に応じ、J-クレジット等の環境価値に係る取引を行っております。当連結会計年度より、当該取引をその他の事業に位置付けております。

以上の結果、売上高は160百万円（前期比－％増、159百万円増）、営業利益は160百万円（前期比－％増、159百万円増）となりました。

（注）売上高及び営業利益の増減率は1,000％以上となるため、「－」と記載しております。

〈事業の種類別セグメントごとの売上高推移〉

部　　門	第20期		第21期		前期比増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
再生可能エネルギー事業	百万円 32,876	% 68.7	百万円 24,756	% 43.4	% △24.7
蓄電所事業	5,711	11.9	21,728	38.1	280.4
省エネルギー事業	1,156	2.4	1,007	1.8	△12.9
電力事業	6,161	12.9	7,443	13.1	20.8
メンテナンス事業	1,952	4.1	1,891	3.3	△3.1
その他	1	0.0	160	0.3	－
計	47,859	100.0	56,987	100.0	19.1

※セグメントの売上高は連結相殺前の数値となっております。その他の前期比増減率は1,000％を超えているため、「－」と表記しています。

2.　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は5,457百万円であり、その主なものは当社グループが保有する電力事業の設備であります。

3.　資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関から運転資金として長期借入金を18,849百万円調達いたしました。

4. 財産及び損益の状況

区　　分	第18期 (2023年度) (2022年９月１日から 2023年８月31日まで)	第19期 (2024年度) (2023年９月１日から 2024年８月31日まで)	第20期 (2025年度) (2024年９月１日から 2025年８月31日まで)	第21期 (当連結会計年度) (2025年９月１日から 2026年８月31日まで)
受　　注　　高	39,540百万円	49,655百万円	46,703百万円	58,479百万円
売　　上　　高	43,734百万円	50,390百万円	47,250百万円	56,649百万円
経　常　利　益	7,972百万円	9,956百万円	7,961百万円	11,435百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,016百万円	6,757百万円	5,357百万円	8,040百万円
１株当たり当期純利益	147円97銭	167円46銭	135円09銭	202円74銭
総　　資　　産	123,802百万円	125,897百万円	148,546百万円	163,570百万円
純　　資　　産	31,403百万円	33,399百万円	36,537百万円	41,752百万円

（注）１．記載金額は１株当たり当期純利益を除き百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は期中平均株式数を使用しております。
３．第21期（当連結会計年度）の概況については「1.事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

5. 対処すべき課題

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化が進められる中、企業による脱炭素経営や再生可能エネルギー調達ニーズは引き続き拡大することが見込まれます。また、AIの普及に伴うデータセンターや半導体工場の新増設等を背景とした電力需要の増加が見込まれる中、再生可能エネルギーの導入拡大に加え、電力需給の安定化に資する蓄電所の重要性も一層高まるものと考えております。

このような事業環境のもと、当社グループは、これまで培ってきた太陽光発電所の開発・設計・施工・保守管理等の事業基盤を活かし、自家消費型太陽光発電所及び非FIT太陽光発電所の開発を着実に進めるとともに、成長分野である系統用蓄電所事業へ経営資源を重点的に投入し、事業規模の拡大を図ってまいります。

再生可能エネルギー事業のうち、産業用太陽光発電所請負事業におきましては、企業の脱炭素化や電力コスト削減に対するニーズを背景として、自家消費型太陽光発電所の受注拡大に取り組んでまいります。また、設計・提案業務のIT化等を通じて、お客様の多様なニーズへの対応力を高めるとともに、提案から施工までの生産性及び品質の向上を図ってまいります。

非FIT太陽光発電所開発事業におきましては、地域との共生や環境への配慮、安全性及び事業の長期安定性を重視し、開発案件を慎重に選別しながら、一定の事業規模を維持してま

いります。なお、地上設置型のメガソーラーについては、これまでに準備してきた案件への対応を進め、新規での開発は行わない方針であります。

蓄電所事業におきましては、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う電力需給の安定化ニーズを背景として、引き続き当社グループの成長を牽引する事業と位置付け、経営資源を重点的に投入してまいります。これまでに申請した系統用蓄電所の案件について、各一般送配電事業者との接続検討を進めるとともに、連系可能性や事業性等を精査し、事業化を着実に進めてまいります。また、当社グループが保有する太陽光発電所の敷地等を活用した特別高圧蓄電所についても開発を進め、販売によるフロー収益に加え、保有・運用によるストック収益の拡大にも取り組んでまいります。

省エネルギー事業におきましては、既存のLED照明及び空調設備に加え、新たな省エネルギー商材の展開を進めるとともに、太陽光発電所関連のお客様に対するクロスセルを推進し、新たな収益機会の創出に取り組んでまいります。

電力事業におきましては、非FIT太陽光発電所からのグリーン電力の調達拡大を進めるとともに、自社保有発電所からの売電収入を含め、安定的な収益基盤の強化に取り組んでまいります。

メンテナンス事業におきましては、太陽光発電所のメンテナンス契約の拡大を引き続き進めるとともに、系統用蓄電所についても販売後のメンテナンス契約の獲得を進め、太陽光発電所及び蓄電所を対象としたストック収益基盤の強化に取り組んでまいります。

6. 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事業	事業の内容
当社	事業会社の経営管理
再生可能エネルギー事業	自家消費用産業用太陽光発電所請負（EPC）事業 非FIT太陽光発電所開発販売事業
蓄電所事業	系統用蓄電所開発販売事業
省エネルギー事業	省エネのトータルサービス（ウエストエスコ事業）等
電力事業	グリーン電力卸売事業 自社保有の太陽光発電システム等を用いた発電及び販売事業
メンテナンス事業	太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守事業
その他	賃貸収入等

7. 主要な事業所（2026年８月31日現在）

事　　業	名称及び所在地
当　　社	本社（広島県）、東京支店（東京都）
再生可能エネルギー事業	株式会社ウエストエネルギーソリューション （宮城県、福島県、新潟県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、島根県、福岡県） WEST International（Thailand）Co.,Ltd.（タイ王国　バンコク） 株式会社ＡＣＤＣ（福島県）
蓄電所事業	
省エネルギー事業	
メンテナンス事業	
電　力　事　業	株式会社ウエストエネルギーソリューション （茨城県、埼玉県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県） 株式会社ウエストグリーンパワー（東京都）

8. 従業員の状況（2026年８月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減数
349名	減10名

（注）1.従業員数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員）は含んでおりません。
2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者71名を含んでおります。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
33名	減1名	45.0歳	11.5年

（注）1.従業員数は就業人員（当社から子会社への出向者を除き、子会社から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員）は含んでおりません。
2.従業員数には正規従業員以外の有期労働契約に基づく常用労働者1名を含んでおります。

9. 主要な借入先（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	16,330百万円
株式会社もみじ銀行	15,158百万円
株式会社みずほ銀行	9,006百万円

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社ウエストエネルギーソリューション	110	100.00	公共・産業用太陽光発電市場の開拓 太陽光発電事業（自社所有の発電所） 産業用・非FIT発電所の企画・設計・販売・施工 省エネ設備の設計・施工 系統用蓄電所の企画・設計・販売・施工 太陽光発電システムの商品開発、物流 太陽光発電所の運用改善（オペレーション） 太陽光発電所の保守・管理・監視サービス（メンテナンス）

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　108,800,000株
(2) 発行済株式の総数　　46,027,488株（自己株式　　6,368,438株を含む。）
(3) 株主総数　　15,559名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数	持株比率
吉　　川　　隆	17,363千株	43.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,406千株	6.07%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,082千株	2.73%
株式会社ＪＥＲＡ	935千株	2.36%
ＣＥＰＬＵＸ－ＥＲＳＴＥ ＧＲＯＵＰ ＢＡＮＫ ＡＧ （ＵＣＩＴＳ ＣＬＩＥＮＴＳ）	749千株	1.89%
ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ ＯＦ ＮＯＲＷＡＹ	711千株	1.80%
株式会社日本カストディ銀行（年金信託口）	595千株	1.50%
大阪瓦斯株式会社	569千株	1.43%
ＢＢＨ ＢＯＳＴＯＮ ＣＵＳＴＯＤＩＡＮ ＦＯＲ ＪＡＰＡＮ ＥＱＵＩＴＹ ＰＲＥＭＩＵＭ ＦＵＮＤ ＯＦ ＵＢＳ ＵＮＩＶＥＲＳＡＬ ６２０３７３	544千株	1.37%
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	466千株	1.18%

(注) 当社は自己株式6,368,438株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の取締役及び監査役に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
吉　川　　隆	代表取締役会長	
江　頭　栄一郎	代表取締役社長	株式会社ウエストエネルギーソリューション代表取締役社長
荒　木　健　二	代表取締役専務	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
中　島　英　士	常務取締役	
永　島　歳　久	取　締　役	株式会社ウエストエネルギーソリューション監査役 WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
森　山　敏　行	取　締　役	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役
天　野　友　寛	取　締　役	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長
澤　井　貴　介	取　締　役	こころ税理士・社会保険労務士事務所所長
対　馬　将　夫	取　締　役	
中　島　一　雄	取　締　役	中島一雄税理士事務所所長 広洋工業株式会社監査役
奥　﨑　裕　司	常勤監査役	
渡　部　邦　昭	監　査　役	渡部総合法律事務所所長 株式会社大建監査役 ビルックス株式会社監査役
髙　橋　　健	監　査　役	株式会社ミタホールディングス上席顧問

(注) 1．取締役天野友寛氏は、2026年8月末日付でWEST International (Thailand) Co.,Ltd.取締役を辞任しております。
2．取締役対馬将夫氏は、2025年11月26日開催の第20期定時株主総会終結の時に就任し、当事業年度末日においては当社の取締役でありましたが、2026年9月16日付で当社取締役を辞任しております。
3．取締役中島一雄氏は、社外取締役であります。
4．監査役渡部邦昭氏及び髙橋健氏は、社外監査役であります。
5．社外取締役中島一雄氏及び社外監査役渡部邦昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6．社外監査役渡部邦昭氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
7．社外監査役髙橋健氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有しております。

2. 事業年度中に任期満了により退任した取締役

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
取締役	後藤　佳久	株式会社ウエストエネルギーソリューション取締役	2025年11月26日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款に定めており、当該契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1)役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、当社及び子会社全ての取締役、監査役、執行役員及び取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。

ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	支給額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	345百万円 (5百万円)	324百万円 (5百万円)	(－)	20百万円 (－)	11名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (10百万円)	20百万円 (10百万円)	(－)	(－)	3名 (2名)

(注) 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月22日の取締役会において、社外取締役からの適切な意見を得たうえで取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

基本報酬と業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合は固定せず、業績指標の伸長に応じて業績連動報酬等の割合が高くなる設計とする。

社外取締役及び監査役の報酬構成割合は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬等は支給しない。

2．基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、決定するものとする。

また当社は退職慰労金制度の定めはないが、退任時にその労に報いるため退職慰労金の検討を行い、支払うことがある。

3．業績連動報酬（賞与）

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することができる。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4．非金銭報酬（譲渡制限付株式）

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役（社外取締役を除く。）の地位を喪失する日まで又は付与日から５年間とする譲渡制限付株式（ＲＳ）の付与とする。各取締役に付与する株式の具体的な個数、支給時期及び配分については、非金銭報酬等の上記目的に鑑み、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の役位及び職責を考慮して取締役会において決定するものとする。

5．取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等を除く）の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役から随時適切な意見を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長及び代表取締役社長は，当該意見を尊重し、決

定を行うものとする。
　これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断し、決定できるものと判断したためであります。
　当事業年度においては、金銭報酬等個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役会長吉川隆及び代表取締役社長江頭栄一郎に委任しておりますが、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

6．取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

　取締役の報酬限度額は、2013年11月26日開催の第8期定時株主総会において、年額700百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
　また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年11月26日開催の第16期定時株主総会において、株式報酬の額を年額400百万円以内、株式数の上限を80,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
　監査役の報酬限度額は、2007年11月29日開催の第2期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

6．社外役員に関する事項

（1）重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	中島　一雄	中島一雄税理士事務所	所長	当社と中島一雄税理士事務所、広洋工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		広洋工業株式会社	監査役	
監査役	渡部　邦昭	渡部総合法律事務所	所長	当社と渡部総合法律事務所、株式会社大建及びビルックス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社大建	監査役	
		ビルックス株式会社	監査役	
監査役	髙橋　健	株式会社ミタホールディングス	上席顧問	当社と株式会社ミタホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。

（2）取締役会及び監査役会における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

① 社外取締役　中島一雄氏は、取締役会12回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に税理士としての専門的見地及び様々な企業の顧問を務めていることから、当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べており、社外取締役として期待する、客観的・独立的な立場から業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。

② 社外監査役　渡部邦昭氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会16回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、主に弁護士としての専門的見地からの当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。

③ 社外監査役　髙橋健氏は、取締役会12回のうち12回、監査役会16回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜発言を行い、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額合計
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**99,129**	**流動負債**	**53,214**
現金及び預金	37,359	買掛金	2,690
売掛金	1,607	工事未払金	2,984
契約資産	199	短期借入金	33,831
リース債権	4,149	未払法人税等	2,306
完成工事未収入金	31,251	完成工事補償引当金	371
商品	6,386	契約負債	7,777
販売用不動産	1,152	その他	3,253
未成工事支出金	5,515		
原材料及び貯蔵品	14	**固定負債**	**68,602**
その他	11,852	長期借入金	64,434
貸倒引当金	△359	資産除去債務	1,046
固定資産	**64,440**	繰延税金負債	27
有形固定資産	**48,582**	その他	3,093
建物及び構築物	1,042	**負債合計**	**121,817**
機械装置及び運搬具	23,558	**(純資産の部)**	
土地	21,525	**株主資本**	**39,985**
その他	2,456	**資本金**	**2,020**
無形固定資産	**4,774**	**資本剰余金**	**823**
のれん	4,489	**利益剰余金**	**43,205**
その他	284	**自己株式**	**△6,063**
投資その他の資産	**11,083**	**その他の包括利益累計額**	**1,357**
投資有価証券	3,072	その他有価証券評価差額金	782
長期貸付金	1,290	繰延ヘッジ損益	460
繰延税金資産	1,524	為替換算調整勘定	114
その他	5,272	**非支配株主持分**	**409**
貸倒引当金	△77	**純資産合計**	**41,752**
資産合計	**163,570**	**負債・純資産合計**	**163,570**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**56,649**
売上原価		**35,869**
売上総利益		**20,779**
販売費及び一般管理費		**7,787**
営業利益		**12,992**
営業外収益		
受取利息	89	
受取配当金	182	
為替差益	4	
補助金収入	38	
消費税差額	20	
その他	39	374
営業外費用		
支払利息	1,494	
支払手数料	268	
その他	167	1,931
経常利益		**11,435**
特別利益		
固定資産売却益	11	
関係会社株式売却益	12	24
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	55	
固定資産除却損	34	91
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**11,368**
匿名組合損益分配額		38
税金等調整前当期純利益		**11,329**
法人税、住民税及び事業税	3,376	
法人税等調整額	△139	3,236
当期純利益		**8,092**
非支配株主に帰属する当期純利益		**52**
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,040**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**22,934**	**流動負債**	**26,350**
現金及び預金	22,008	短期借入金	25,558
前払費用	93	リース債務	5
未収入金	615	未払金	292
関係会社短期貸付金	9	未払費用	41
その他	208	未払法人税等	361
固定資産	**46,782**	預り金	33
有形固定資産	**102**	その他	56
建物	82	**固定負債**	**34,799**
工具、器具及び備品	20	長期借入金	34,737
無形固定資産	**251**	リース債務	11
その他	251	資産除去債務	46
投資その他の資産	**46,427**	その他	5
投資有価証券	2,003	**負債合計**	**61,149**
関係会社株式	3,897	**(純資産の部)**	
長期貸付金	4	**株主資本**	**8,430**
関係会社長期貸付金	41,053	**資本金**	**2,020**
敷金及び保証金	161	**資本剰余金**	**698**
繰延税金資産	295	資本準備金	603
その他	33	その他資本剰余金	94
貸倒引当金	△1,023	**利益剰余金**	**11,774**
		その他利益剰余金	11,774
		繰越利益剰余金	11,774
		自己株式	**△6,063**
		評価・換算差額等	**136**
		その他有価証券評価差額金	136
		純資産合計	**8,566**
資産合計	**69,716**	**負債・純資産合計**	**69,716**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**5,834**
営業費用		**1,413**
営業利益		**4,420**
営業外収益		
受取利息	364	
その他	109	473
営業外費用		
支払利息	722	
貸倒引当金繰入額	765	
その他	134	1,622
経常利益		**3,271**
特別損失		
固定資産除却損	5	5
税引前当期純利益		**3,266**
法人税、住民税及び事業税	539	
法人税等調整額	△192	347
当期純利益		**2,918**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社ウエストホールディングス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　沖　　聡

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鬼　柳　陽　平

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社ウエストホールディングス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　沖　　聡

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鬼　柳　陽　平

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ウエストホールディングスの2025年９月１日から2026年８月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

株式会社ウエストホールディングス 監査役会

常勤監査役 奥 﨑 裕 司 ㊞

監 査 役 渡 部 邦 昭 ㊞

監 査 役 髙 橋 健 ㊞

(注) 渡部邦昭及び髙橋健は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時　2026年11月25日（水）午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所　広島市中区中町７番20号
ANAクラウンプラザホテル広島　３階「オーキッド」



交通のご案内

○ 車	JR広島駅	より	約10分
○ 路面電車	袋町駅	より	徒歩１分
○ バス	袋町バス停	より	徒歩１分
○ アストラムライン	本通駅　東１出口	より	徒歩５分

WEST GROUP
株式会社ウエストホールディングス

UD FONT

電子提供措置の開始日　2026年10月30日

株　主　各　位

第21期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

■事業報告

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社　ウエストホールディングス

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 取締役会決議における決議の内容の概要

当社及び当社グループ子会社の業務の適正を確保するための体制(2026年8月28日開催の当社取締役会にて決議)の内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社はコンプライアンス（法令及び定款遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、会社理念に基づいた内部統制システムの構築とグループ子会社を含めた全体（以下「当社グループ」という）のコンプライアンス体制の確立に努める。

②当社グループは取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務遂行を監督することで、当社グループの取締役が法令及び定款に違反する行為を未然に防止する。

③当社グループの取締役が他の当社グループ取締役の法令及び定款違反行為を発見したときは、直ちに当社監査役及び取締役会に報告するとともに是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社グループの使用人は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。

②上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときはいつでも閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程等に基づき、当社グループのリスク分析及び対策の実施状況等を当社グループの責任者が出席するリスク・コンプライアンス委員会（幹部会）において監視する。

②当社代表取締役に直属する監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制を監査し、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、適宜当社取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を原則月１回開催し、重要事項の意思決定を行う。また、必要に応じて適宜開催するものとする。

②グループ子会社の親会社である当社は、当社グループにおける職務権限規程等の意思決定に関する規則を整備することにより、子会社取締役に付与された業務執行権限の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

(5) 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令、定款及び社内規則等を遵守した行動をとるため、当社グループ内に周知徹底と遵守の推進を図る。これらに違反する行為などが行われていることを知り得た場合、公益通報として通報相談を受け付ける社内通報窓口を設ける。

②取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているか相互に監視する。

③業務執行部門から独立した監査室は当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は持株会社として、当社グループ共通の会社理念に基づき、当社グループの統制環境の整備、啓蒙、各社事業の状況に関する定期的な報告聴取と諸問題についての事前協議を行う。

②業務執行部門から独立した監査室は当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

①当社監査役が使用人を求めた場合は速やかに設置する。当該使用人の指揮命令権は監査役にあり、取締役からは指揮命令を受けない独立性を確保する。

②当該使用人の任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定においては、当社常勤監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときは、当該事実を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役及び使用人は、その業務について監査役から説明を求められたときは速やかに報告する。

②適正な目的に基づき監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査担当部署及び取締役は、監査役と緊密に連携する。

②重要な会議体への監査役の出席を必要に応じて求め、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

③当社グループ監査役の職務の執行に関して発生する費用等については、各監査役の請求に基づき速やかにこれを支払う。

(10) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る体制を整える。また、これら反社会的勢力に対しては外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の設置会社です。取締役会は10名で構成されており、うち1名が社外取締役です。また、監査役会は１名の常勤監査役と２名の社外監査役で構成されています。当社は、「会社理念」を毎朝役員・社員全員で唱和することで､全体の行動指針としています。

また、当社グループ共通の「役員規程」等の社内規程を制定し、コンプライアンスに関する高い意識をもち、所管業務を遂行するように周知徹底を図っています。

なお、当社取締役やグループの責任者から構成されているリスク・コンプライアンス委員会（幹部会）を毎月１回開催することで、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じた適切なリスク対応を行っています。

社内ルールや行動指針を逸脱した行動がみられた場合は、賞罰委員会で協議し、処遇を検討しています。

内部監査部門は当社グループ全体の業務遂行面の実態を監査し､当社代表取締役、監査役会及び取締役会に報告をしています。

一方、常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取することで、業務執行の現状や課題の把握に努め、経営監視機能の強化と向上を図っています。

連結株主資本等変動計算書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年９月１日残高	2,020	802	39,130	△6,062	35,890
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,965		△3,965
親会社株主に帰属する当期純利益			8,040		8,040
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		20			20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	20	4,074	△0	4,095
2026年８月31日残高	2,020	823	43,205	△6,063	39,985

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2025年９月１日残高	182	111	39	333	313	36,537
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,965
親会社株主に帰属する当期純利益						8,040
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	600	348	74	1,023	96	1,119
連結会計年度中の変動額合計	600	348	74	1,023	96	5,214
2026年８月31日残高	782	460	114	1,357	409	41,752

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）
　該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）
1.　連結の範囲に関する事項
（1）連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
　　連結子会社の数
　　37社
　　主要な連結子会社の名称
　　株式会社ウエストエネルギーソリューション
　　なお、前連結会計年度において当社の連結子会社でありました株式会社ウエスト〇&M及び株式会社ウエストビギンについては、当連結会計年度において株式会社ウエストエネルギーソリューションを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

（2）主要な非連結子会社の名称等
　　主要な非連結子会社の名称
　　株式会社オージーシー、とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社
　　連結の範囲から除いた理由
　　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2.　持分法の適用に関する事項
（1）持分法を適用した非連結子会社の数
　　該当事項はありません。

（2）持分法を適用した関連会社の数
　　該当事項はありません。
　　前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました佐世保市鹿町町風力発電合同会社は、当連結会計年度において全持分を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

（3）持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社オージーシー、とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社

主要な関連会社の名称

神盾衛星股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、WEST International (Thailand) Co.,Ltd.及びWEST ITC (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は５月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア．満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

イ．その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

② 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

原材料及び貯蔵品、販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

未成工事支出金

主として個別法による原価法によっております。

③ デリバティブ

原則として時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産以外）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び太陽光発電設備に係る機械及び装置並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械及び装置	６年～17年
車両運搬具	３年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、３年又は契約期間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産以外）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は15年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の補修費用に備えるため、過年度の実績補修費用のうち当社グループの負担となった金額を基礎に補修見込相当額を見積り計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 再生可能エネルギー事業

メガソーラーにおいては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発・施工又は仕入れた太陽光発電システムの引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、太陽光発電システムを引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、太陽光発電システムを引渡した時点で収益を認識しております。

産業用太陽光発電においては、顧客との工事請負契約等に基づいて、太陽光発電システムの施工を行う履行義務を負っております。顧客との工事請負契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足される工事請負契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。当該工事請負契約における履行義務の性質を踏まえ、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、進捗度を合理的に見積ることができる場合は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）に基づき進捗度を測定し、進捗度を合理的に見積ることができない場合は合理的に見積ることができる時点まで原価回収基準により、収益を認識しております。また、工期のごく短い工事契約等については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、一部の取引は、顧客の初期費用の負担が生じないリース契約として締結しており、「リース取引に関する会計基準」に基づき、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

非FIT発電所においては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発・施工した太陽光発電システムの引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、太陽光発電システムを引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、太陽光発電システムを引渡した時点で収益を認識しております。

② 蓄電所事業

蓄電所事業においては、顧客との売買契約等に基づき、自社で開発した系統用蓄電所の引渡しを行う履行義務を負っております。顧客との売買契約に基づき、系統用蓄電所を引渡した時点で当該物件の支配が移転すると判断していることから、系統用蓄電所を引渡した時点で収益を認識しております。

③ 省エネルギー事業

省エネルギー事業においては、商業施設や工場・病院などのエネルギーを大量に消費する施設を保有する顧客に対し、LED照明や空調設備を用いた省エネのトータルサービスを提供する履行義務を負っております。当該省エネサービスは、主として初期費用の負担が生じないリース契約（ウエストエスコ事業）として締結しており、「リース取引に関する会計基準」に基づきリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

④ 電力事業

自社売電については、当社グループが保有する太陽光発電設備から発生する電力を、電力卸売については、非FIT系発電所から購入した電力を顧客に供給する履行義務を負っております。これらの履行義務は顧客に対して電力を供給した時点で、当該電力に対する支配が顧客に移転したと判断し、当該電力の発電量に応じて収益を認識しております。

⑤ メンテナンス事業

メンテナンス事業においては、太陽光発電システム及び関連設備等の総合管理・保守を行っており、顧客との契約に基づいて施設の継続的なメンテナンスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、メンテナンス期間にわたり契約金額を按分して収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　金利スワップ

ヘッジ対象　借入金の利息

③ ヘッジ方針
　主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法
　ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の対応関係を確認することにより、ヘッジ有効性の評価をしております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
① グループ通算制度の適用
　グループ通算制度を適用しております。
② のれんの償却に関する事項
　のれんの償却については、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)
（連結貸借対照表関係）
　前連結会計年度において、「流動負債」に表示しておりました「支払手形及び買掛金」は、支払手形の残高がないため、当連結会計年度より「買掛金」として表示しております。

（連結損益計算書関係）
　前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)
代行店に対する長期貸付金の回収可能性
(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
　長期貸付金1,242百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結子会社である株式会社ウエストエネルギーソリューションは、非FIT発電所や系統用蓄電所の開発・施工を行っており、その協力業者である一部の代行店に対して運転資金等として、当連結会計年度末に1,242百万円を融資しております。

株式会社ウエストエネルギーソリューションでは、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該貸付金の回収可能性は、当該代行店の事業計画に基づいて見積りますが、当該事業計画における主要な仮定は、開発案件の事業化件数であります。

長期貸付金の回収可能性は、入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、現時点では予想できない外部環境の変化等によって、見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

(担保資産)

現金及び預金	582百万円
売掛金	512百万円
建物及び構築物	341百万円
機械装置及び運搬具	12,304百万円
その他	1,038百万円
合計	14,779百万円

(注) 上記のほか、機械装置等の保険請求権を担保に供しております。

(担保付債務)

短期借入金	2,374百万円
長期借入金	20,007百万円
合計	22,381百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　17,624百万円

3. 保証債務

下記の取引先の営業債務に対する債務保証を行っております。

ヒカリ産業株式会社　120百万円

4. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	12,257百万円
借入実行残高	10,259百万円
差引額	1,998百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	46,027,488	－	－	46,027,488
合　　計	46,027,488	－	－	46,027,488

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月26日定時株主総会	普通株式	2,577	65.00	2025年8月31日	2025年11月27日
2026年4月14日取締役会	普通株式	1,388	35.00	2026年2月28日	2026年5月1日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,388	35.00	2026年8月31日	2026年11月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、リース債権、完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は主として株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、工事未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) リース債権	4,149		
貸倒引当金 (＊2)	△48		
	4,100	3,826	△274
(2) 投資有価証券(＊3)			
①満期保有目的の債券	200	185	△14
②その他有価証券	1,386	1,386	－
資産計	5,687	5,398	△289
(1) 長期借入金 (＊4,5)	87,840	87,728	△112
負債計	87,840	87,728	△112
デリバティブ取引 (＊6)	910	910	－

（＊1）現金及び預金、売掛金、完成工事未収入金、買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
（＊2）リース債権については対応する貸倒引当金を控除しております。
（＊3）以下の金融商品は市場価格がないことから、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,472百万円
関係会社株式	10百万円
匿名組合出資金	2百万円
合計	1,486百万円

（＊4）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
（＊5）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。
（＊6）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,386	－	－	1,386
デリバティブ取引	－	910	－	910
資産計	1,386	910	－	2,296

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債権	－	3,826	－	3,826
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	185	－	185
資産計	－	4,011	－	4,011
長期借入金	－	87,728	－	87,728
負債計	－	87,728	－	87,728

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、レベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債権

リース債権の時価は、リース料の回収予定額を当連結会計年度末時点の取引先の信用リスク等を加味した割引率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、変動金利によるもののうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部子会社では、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表価額	時価
14,860	28,627

(注) 当期末の時価は、固定資産税評価額を基に算定した金額により評価しております。なお、当該土地の大部分は再生可能エネルギー事業における太陽光発電設備と一体で開発した事業用地（底地）であり、当該土地に関連する利益は再生可能エネルギー事業及び電力事業に含まれています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計	調整額	連結損益計算書計上額
	再生可能エネルギー事業	蓄電所事業	省エネルギー事業	電力事業	メンテナンス事業	計				
売上高										
産業用太陽光発電	13,569	－	－	－	－	13,569	－	13,569	－	13,569
非FIT発電所(WEST FIT)	9,637	－	－	－	－	9,637	－	9,637	－	9,637
メガソーラー(再生・開発)	163	－	－	－	－	163	－	163	－	163
系統用蓄電所	－	21,719	－	－	－	21,719	－	21,719	－	21,719
エスコ	－	－	46	－	－	46	－	46	－	46
電力卸売	－	－	－	2,428	－	2,428	－	2,428	－	2,428
自社売電	－	－	－	5,015	－	5,015	－	5,015	－	5,015
総合管理・保守	－	－	－	－	1,620	1,620	－	1,620	－	1,620
その他	－	－	－	－	－	－	158	158	－	158
顧客との契約から生じる収益	23,370	21,719	46	7,443	1,620	54,201	158	54,359	－	54,359
その他の収益	1,318	8	960	－	0	2,287	2	2,289	－	2,289
外部顧客への売上高	24,689	21,728	1,007	7,443	1,620	56,488	160	56,649	－	56,649
セグメント間の内部売上高又は振替高	67	－	－	－	270	338	－	338	△338	－
計	24,756	21,728	1,007	7,443	1,891	56,827	160	56,987	△338	56,649

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記4.会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	25,592
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	32,641
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	199
契約負債（期首残高）	6,793
契約負債（期末残高）	7,777

契約資産は、請負契約について、進捗度の見積りに基づき認識した収益に係る債権のうち未請求の金額であり、完全に履行義務を充足した時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主として顧客からの前受収益に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は1,094百万円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,208
1年超5年以内	2,058
5年超	4,510
合計	7,777

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,042円46銭
１株当たり当期純利益	202円74銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年９月１日残高	2,020	603	73	677	12,821	12,821	△6,062	9,457
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△3,965	△3,965		△3,965
当期純利益					2,918	2,918		2,918
自己株式の取得							△0	△0
譲渡制限付株式報酬			20	20				20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	20	20	△1,046	△1,046	△0	△1,026
2026年８月31日残高	2,020	603	94	698	11,774	11,774	△6,063	8,430

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年９月１日残高	62	62	9,519
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,965
当期純利益			2,918
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	73	73	73
事業年度中の変動額合計	73	73	△952
2026年８月31日残高	136	136	8,566

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（継続企業の前提に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により算定し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券を加減する処理を行っております。

(2) デリバティブ
原則として時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産以外）
定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　　６年～18年
工具、器具及び備品　　４年～20年
また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、３年間で均等償却をしております。

(2) 無形固定資産（リース資産以外）
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
(4) 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、主な償却期間は５年であります。

3. 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料等及び受取配当金となります。経営指導料等においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点において当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　金利スワップ
ヘッジ対象　借入金の利息

(3) ヘッジ方針
　主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
(4) ヘッジ有効性評価の方法
　金利スワップは、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
　グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)
　会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　263百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
　短期金銭債権　621百万円
　短期金銭債務　208百万円

3. 保証債務

当社は、次の会社について下記内容の債務保証を行っております。

保証先	金額(百万円)	内容
株式会社ウエストエネルギーソリューション	15,576	金融機関からの借入及び商品仕入取引
株式会社ウエストグリーンパワー	–	運営担保として差し入れている銀行保証(注1)
株式会社メガソーラー10号	865	金融機関からの借入
株式会社広島県メガソーラー	627	金融機関からの借入
株式会社岡山県メガソーラー	32	金融機関からの借入
株式会社四国メガソーラー	187	金融機関からの借入
WEST International (Thailand) Co.,Ltd.	8,053	金融機関からの借入（1,643百万THB)(注2)
合　計	25,342	

（注1）保証極度額は120百万円であり、同契約による保証残高はありません。

（注2）外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	10,800百万円
借入実行残高	9,034百万円
差引額	1,766百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高（収入分）	3,510百万円
営業取引高（支出分）	41百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	402百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	6,368,218	220	－	6,368,438

（注）自己株式数の増加220株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

（税効果会計に関する注記）

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	322百万円
未払事業税	24百万円
資産除去債務	14百万円
関係会社株式評価損	91百万円
株式報酬費用	31百万円
投資有価証券評価損	37百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	533百万円
評価性引当額	△164百万円
繰延税金資産合計	368百万円
（繰延税金負債）	
資産除去債務に対する除去費用	10百万円
その他有価証券評価差額金	62百万円
繰延税金負債合計	72百万円
繰延税金資産の純額	295百万円

（2）法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ウエストエネルギーソリューション	直接100%	役務の提供	経営指導料(注1)	2,931	未収入金	387
			受取利息	貸付金利息	275	―	―
			貸付金	資金の貸付 資金の回収	9,600 1,400	関係会社長期貸付金	38,300
			債務保証	債務保証(注2)	15,576	―	―
			役員の兼任				
子会社	株式会社ウエストビギン(注5)	直接100%	役務の提供	経営指導料(注1)	243	―	―
			受取利息	貸付金利息	38	―	―
			貸付金	資金の貸付 資金の回収	― 10,000	関係会社長期貸付金	―
			債務保証	債務保証(注2)	―	―	―

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社メガソーラー１０号	間接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証（注2）	865	―	―
子会社	株式会社広島県メガソーラー	間接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証（注2）	627	―	―
子会社	WEST International (Thailand) Co.,Ltd.	直接49%	役務の提供 貸付金 債務保証 役員の兼任	経営指導料（注1） 資金の貸付 債務保証（注2,3）	210 982 8,053 (1,643百万THB)	未収入金 長期貸付金 ―	51 982 ―

取引条件及び取引条件等の決定方針等

（注1）経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。

（注2）債務保証については、子会社の金融機関からの借入及び商品仕入に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

（注3）外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（注4）取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注5）株式会社ウエストビギンは、2026年6月１日付で株式会社ウエストエネルギーソリューションを存続会社とする吸収合併により消滅したため、吸収合併までの期間の取引金額を記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	216円02銭
１株当たり当期純利益	73円60銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。